

放射線診療の大改革を成功させる ために

大野 和子

Ohno Kazuko
(京都医療科学大学)



働き方改革の波がようやく医療の現場にも打ち寄せた。この波は放射線診療に従事する医療スタッフにも大変革をもたらしている。

働き方改革は日本のあらゆる企業が取り組んできた課題であるが、医師の中にはいまだに過重労働で勤務する者がいる。しかし、2024年度以降は研修医を含むすべての医師が、月100時間未満の時間外労働の上限を遵守しなければならない。この難題解決の切り札として、2021年10月1日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が施行された。また同日に、診療放射線技師法も70年前の規定以来最大となる改正がなされた。核医学診療における診療放射線技師の役割は極めて重要で、検査目的を理解した画像を診断医に提供する欠かせない存在である。しかし、診療放射線技師法ではその役割を外照射に限定していた。このため、現場のとりまとめ役でありながら、医師が放射性医薬品を投与しなければ検査を始められず、20分～30分おきにスケジュールリングされている検査開始の度に画像診断室にいる医師を呼び出すという手間のかかる作業（注：医師側からすれば、その都度画像診断業務を中断しなければならない）を強いられていた。今回の法令改正により診療放射線技師がRI検査を受ける患者さんの静脈に注射をして放射性医薬品を投与できるようになった。ただし、日本診療放射線技師会が主催する所定の座学と実技研修（おおむね3日程度必要）を経て免許を更新しなければならない。しかも、2022年に入学した大学1年生からこの内容は新カリキュラムとなっているため、彼らが卒業する前に全国6万人以上の大集団が免許更新を完了しておく必要がある。

核医学診療以外でも省令改正により、免許を更新した診療放射線技師はCTやMRIの造影剤のための注射と投与、カテーテル治療（心筋梗塞や、肝臓がんの切らない治療）の医師の補助、患者宅へ出向いての超音波検査等が可能となる。また、臨床検査技師や救急救命士といったこれまで放射線の管理区域に立入る機会がほとんどなかった医療スタッフも放射線科医の補助業務を行うことができると通知で認められている。今後はこういった新たな職種を対象とした診療放射線従事者教育の拡充を推し進めなければならない。

このような大きな変革を成功させるため、2年前から日本核医学会、日本核医学技術学会、日本診療放射線技師会、日本医学放射線学会、日本放射線科専門医会で何度も議論を重ねてきた。医師からのタスク・シフトのため、放射線科医がチームを組んで座学の冊子を作成し、現場の実技実習用のビデオを作成した。2022年4月からは日本各地で実技研修会が開催されている。既に、日本核医学技術学会が中心となり、診療放射線技師のための放射性医薬品の投与に関する詳細な手順を作成した診療ガイドラインも完成した。

医療の質を落とすことなく、安全な放射線診療、核医学診療の改革を成功できれば、医師の残業時間減少だけでなく、多職種参加のメリットである新たな発想が生まれ、これまで以上に患者さんに貢献する医療分野として発展していくことと期待している。目的成功のために、日本アイソトープ協会に関わる皆様にもぜひともご理解とご協力をお願い申し上げます。